平成２５年（フ）第１４５号
山形市吉原南２番13号
債務者　阿曽　俊一
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４９号
山形市五十鈴１丁目３番30―205号　フローレンス五十鈴ビル
債務者　山田　直明
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６５号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見3955番地12
債務者　松﨑香菜子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２７８号
神奈川県厚木市愛甲２丁目１番１―401号
債務者　今井　　久
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３６７号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央４―11―２　湯河原中央温泉病院、住民票の住所奈良県奈良市左京２丁目２番地の227　14―404
債務者　川原　靖子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４０１号
神奈川県小田原市栢山1123番地　第３清流荘310号室
債務者　菅原　一修
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３４０号
埼玉県八潮市大字伊草423番地１　若草ハイツ第１荘103
債務者　古橋　政男
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５３号
埼玉県草加市松原１丁目１番６―1509号
債務者　飯泉　久廣
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８４号
埼玉県草加市清門町479番地13　アモール102号
債務者　山田　勇一
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８５号
埼玉県草加市清門町479番地13　アモール102号
債務者　山田　キヌ
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８７号
埼玉県越谷市南越谷４丁目19番地32　ハイツ関根Ａ―105
債務者　山邉　俊夫
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３７６号
神奈川県秦野市南矢名４丁目12番10号　コーポ砂田206号
債務者　鎌田　　清
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３７７号
神奈川県中郡二宮町山西773番地の５
債務者　佐藤　礼子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３９８号
神奈川県平塚市龍城ケ丘18番１―304号　平塚なぎさハイツ
債務者　澁井利惠子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３２２号
静岡県沼津市上香貫三貫地1185番地の１　ＮＩＣＥ・ＵＲＢＡＮ上香貫301号
債務者　露木　吉宏
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９８８６号
東京都豊島区千早４丁目38―12―209
債務者　辻井　岳士
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９０９号
東京都台東区東浅草２―18―10―407、住民票上の住所東京都台東区清川１丁目35―５　福田屋別館
債務者　仲原　昌福
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部